

**一般社団法人 日本超音波検査学会年会費  
預金口座振替依頼書**

年 月 日

私が支払うべき料金を預金口座振替によって、代金回収業者『みずほファクター株式会社』を通じて支払うことにしたいので、下記の預金口座振替規定を承認のうえ依頼します。

代金回収委託会社	みずほファクター株式会社	代金の等の種類	会 費
----------	--------------	---------	-----

預金者	フリガナ		金融機関 お届け印
	氏 名	(法人名義の場合は、肩書き及び代表者名までご記入ください。)	

金融 機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫	支 店 出張所	預金種目 (一方〇印)	口 座 番 号 (数字のみで右づめでご記入ください)							
コード	金融機関コード	店番号	1 普通 2 当座								
振替日	5月20日 (金融機関休業日の場合翌営業日)										

預金口座振替規定

- 1.銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかるわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しません。
- 2.振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- 3.この契約を解除するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面で届け出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり請求がない等相当の事由があるときは、どくに申出をしない限り、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したものとして扱ってさしつかえありません。
- 4.この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(組合・金庫)には迷惑をかけません。

金融機関使用欄					
(不備返却事項)					
1.預金取引なし 2.記載事項等相違	3.印鑑相違 4.その他				
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>店 名</td> <td>預 金 種 目</td> <td>口 座 番 号</td> <td>口 座 名 義</td> </tr> </table>	店 名	預 金 種 目	口 座 番 号	口 座 名 義	
店 名	預 金 種 目	口 座 番 号	口 座 名 義		
(備 考)					
(不備返却先) 〒165-8694 日本郵便 中野北郵便局 私書箱25号 みずほファクター株式会社 決済事業本部 TEL 03-6688-3274(株式会社キュービタス内)					

検 印
印鑑照合
受付印

委託者	一般社団法人 日本超音波検査学会	委託者コード	0001429132
-----	------------------	--------	------------

(委託者使用欄)

会 員	住 所	〒	電話番号:							
	フリガナ					会 員 番 号				
	氏 名									

**一般社団法人 日本超音波検査学会年会費  
預金口座振替依頼書**

年 月 日

私が支払うべき料金を預金口座振替によって、代金回収業者『みずほファクター株式会社』を通じて支払うことにしたいので、下記の預金口座振替規定を承認のうえ依頼します。

代金回収委託会社	みずほファクター株式会社	代金の等の種類	会 費
----------	--------------	---------	-----

預金者	フリガナ		金融機関お届け印
	氏名	(法人名義の場合は、肩書き及び代表者名までご記入ください。)	

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫	支店 出張所	預金種 (一方〇印)	金融機関お届け印をご確認 の上、押印をお願い致します。 (数字のみで右づめでご記入ください)							
コード	金融機関コード	店番号	1 普通 2 当座								
振替日	5月20日(金)		翌営業日								

※店舗統廃合などにより、支店名  
預金  
支店コードが変更になっている場合が  
ございますので、ご注意下さい。

- 1.銀行へお問い合わせください。預金取扱いの変更についての確認を行います。
- 2.振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- 3.この契約を解除するときは、私から銀行(金庫・組合)にて書面で届け出ます。なお、この届出がないまま長期に亘り請求がない等相当の事由があるときは、どくに申ない限り、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したと扱ってさしつかえありません。
- 4.この預金口座振替についてかりに紛議が生じても(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(組合)には迷惑をかけません。

委託者 一般社団法人 日本超音波検査学会

(委託者使用欄)

会 員	住 所	〒 169-0075 東京都新宿区山吹町358-5	電話番号:	03-5348-8628				
	フリガナ	チヨウオンパ タロウ	会 員 番 号					
	氏 名	超音波 太郎	1	2	3	4	5	6